

習志野市ディスポーザ排水処理システムの取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)を排水設備として新設、増設又は改築(以下「設置」という。)し公共下水道に接続しようとする場合に、必要となる手続き等を定めることにより、事務処理を円滑に進めると共にシステムの適切な維持管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)システム

生ごみを粉碎し、これを排水処理槽又は分解槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、平成12年6月1日改正施行前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条に基づく旧建設大臣の認定(以下「大臣認定」という。)を受けたもの又は公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(平成16年3月版及び平成25年3月版。以下「性能基準(案)」という。)に適合する評価を受けたものをいう。

(2)使用者

システムの維持管理に最終的に責任を負う者をいい、次に掲げる者が含まれる。

- ① 独立建築物の所有者又は貸借人
- ② 賃貸の集合建築物の所有者
- ③ 分譲の集合建築物の所有者の代表者

(3)メーカー

システムについて大臣認定又は性能基準(案)による適合評価を受けた者をいう。

(設置計画の確認)

第3条 システムを設置しようとする者(以下「申請者」という。)は、習志野市下水道条例(昭和58年条例第18号)(以下「条例」という。)第4条及び習志野市下水道条例施行規程(平成31年公営企業管理規程第4号)第11条第3号に規定する以外の必要書類として維持管理計画書及び関係書類を添付し、確認を受けなければならない。

2 申請者は、前項の確認を受けることにより、条例第22条で定める除害施設の届出を省略できるものとする。

(維持管理の指導)

第4条 企業管理者は、条例第4条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) システムについて、企業管理者が確認した計画に基づき維持管理を適切に行うこと。
- (2) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (3) システムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する点検に関

する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。

(4) システムから発生する汚泥及び乾燥ごみ等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理すること。

(5) その他企業管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

2 企業管理者は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

3 企業管理者はシステムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講ずることができる。

(使用者の地位の承継)

第5条 企業管理者は、条例第4条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、システムを有する建築物の譲渡があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がシステムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであること及び第4条第1項の遵守が求められていることを当該使用者に説明し、その理解を得るよう努力することを指導するものとする。

(メーカーに対する指導)

第6条 企業管理者は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次に掲げる事項を指導するものとする。

(1) システムの販売に当たり、申請者に対し、システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得るように努力すること。

(2) 申請者に対し、企業管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るように努力すること。

(3) 企業管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(排除の停止、制限又は改善)

第7条 企業管理者は、システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共下水道を損傷若しくはその機能を阻害するおそれがあるとき、又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、システムの申請者又は使用者に対し、排除の停止若しくは制限又はシステムの改善を指導することができる。

(システムの廃止)

第7条の2 システムの使用を廃止したときは、その旨を企業管理者に届け出なければならない。

(システム関係書類)

第8条 排水設備計画確認申請書に併せ、申請者が提出するシステムに関する書類は次のものをいう。

[I] 一般事項に関する書類

- 1 大臣認定書又は適合評価書の写し
- 2 維持管理業者
- 3 給排水設備図

[II] 仕様書

- 1 システムの仕様書

2 算定根拠

[Ⅲ] 維持管理計画に関する書類

- 1 維持管理体制
- 2 処理水質基準
- 3 点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度

[Ⅳ] その他

- 1 維持管理業務委託契約書(写)又は維持管理業務委託契約確約書(様式1)
- 2 使用者承継確約書
- 3 その他大臣認定又は性能基準(案)による適合評価との適合性を判断するために必要な書類

(注)

- 1 「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定していない場合に、使用者が確定したときには、改めて維持管理業務委託契約書(写)を提出することを、申請者である建築物に係る開発業者等が企業管理者に確約するものである。
- 2 「使用者承継確約書」とは、申請者がシステムを有する建築物の譲渡を行う場合に、その譲渡等を受けた利用者に対し、システムの適正な維持管理を行う地位を承継すること及びこれに伴い本要綱第4条第1項に規定する事項の遵守が求められていることを説明し理解を得るよう努力する旨を、申請者が企業管理者に確約するものである。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。